

第35回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年1月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年1月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 12名) (欠席 2名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	欠席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	出席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	欠席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について</p> <p>報告第 2 号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について</p> <p>報告第 4 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について</p> <p>議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 北斗市農業経営基盤強化促進基本構想（案）に対する意見の聴取について</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第 8 号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第 9 号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第 10 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第35回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年1月27日 午後 1時00分

- | | | |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 農地法第5条の規定による届出について | (報告第3号) |
| 日程第 6 | 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について | (報告第4号) |
| 日程第 7 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 8 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第 9 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第10 | 北斗市農業経営基盤強化促進基本構想(案)に対する意見の聴取について | (議案第4号) |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第12 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第6号) |
| 日程第13 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第7号) |
| 日程第14 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第8号) |
| 日程第15 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第9号) |
| 日程第16 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | (議案第10号) |

第35回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和4年1月27日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	7件
2	報告第2号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	2件
3	報告第3号	農地法第5条の規定による届出について	会長	報告済	1件
4	報告第4号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について	会長	報告済	1件
5	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1件
6	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	5件
7	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	2件
8	議案第4号	北斗市農業経営基盤強化促進基本構想(案)に対する意見の聴取について	会長	決定	1件
9	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について	会長	決定	3件
10	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について	会長	決定	11件
11	議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について	会長	決定	4件
12	議案第8号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	5件
13	議案第9号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
14	議案第10号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	会長	決定	1件

第35回北斗市農業委員会総会

(午後 1時00分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも皆さん、遅ればせながら、新年あけましておめでとうございます。</p> <p>皆さんが健康で、今日出席できて顔を合わせられることは、大変嬉しく思います。</p> <p>現在、オミクロンによりまして、小さな子どもから大人まで大騒動というわけでごさいます。北斗市役所並びに農協などからも出ているというようなことで、ずんずん身近に迫ってきているのかなという感じがいたします。この点については、十分配慮して気をつけていただきたいと思います。消毒しているからと言っても感染する可能性もごさいますので、なった場合には皆さんの家族が大変な目に合うと思いますので、ひとつその辺を十分注意していただきたいと思います。</p> <p>今日は、第35回北斗市農業委員会総会でごさいます。この後、推進委員さん方と農家資格調査が3時過ぎにごさいます。そんなこともありまして、スムーズに進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、早速、本日の報告4件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしく願い申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>3番岡村委員、13番椛澤委員より欠席の届出がありました。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号7番山本正人委員、議席番号9番中川哲委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3 議 長	<p>日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>番号 1 につきましては、白川コミュニティセンターより南側の農地でございます。番号 2 につきましては、白川コミュニティセンターより南側などの農地でございます。番号 3 につきましては、千代田郵便局より東側などの農地でございます。番号 4 につきましては、函館育ちライスターミナルより西側の農地でございます。番号 5 につきましては、清川浄水場より東側、(株)サン・グリーン函館工場より南側などの農地でございます。番号 6 につきましては、総合体育館より東側の農地でございます。番号 7 につきましては、函館江差自動車道北斗中央 I C より北東側などの農地ございまして、これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。

<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、介護老人保健施設いなほより南西側の農地で、令和3年10月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。 番号2につきましては、山田委員宅より東側の農地で、令和3年7月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。 なお、番号2につきましては、この後の議案第5号（所有権移転の決定）において御審議いただく予定となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議 長</p>	<p>日程第5 報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第7号の規定により農業委員会に届け出ることとなっております。 本件に関しましてはイオン上磯店より南側の農地で、駐車場を設置するため転用の届け出があったものでありまして、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 報告第4号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。</p>

	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明します。 本件に関しましては、農地巡回指導の際に現地を確認していただいております、三ツ石の営農型発電設備の農地でございますが、この一時転用許可を受けた者は、農作物の生育状況及び収量状況を毎年2月末までに農業委員会経由で北海道に報告することとなっております、このたび当委員会に提出されたものでございます。 また、その報告に際しては、知見を有する者に確認し、知見を有する者からの意見を付することとなっておりますので、渡島農業改良普及センターから所見についても御報告するものでございます。 以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、吉田勝幸委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	それでは、報告いたします。 1月13日に、山本委員、椋澤委員、それから事務局から大森、佐藤兩名と私とで調査してまいりました。 当該地は申請のとおり宅地化しておりまして、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定いたします。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

<p>日程第8 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第8 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号1の大工川の部分及び番号5の案件につきましては、この後の議案第6号（賃貸借の決定）において、また、番号4の案件につきましては議案第5号（所有権移転の決定）において御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号1につきましては特別養護老人ホーム清華園より北側、千代田郵便局より北側などの農地でございます。また、番号2につきましては函館江差自動車道北斗中央ICより北東側の農地で、いずれにつきましても所有する農地を息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第10 議長</p>	<p>日程第10 議案第4号「北斗市農業経営基盤強化促進基本構想(案)に対する意見の聴取について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>この北斗市農業経営基盤強化促進基本構想とは、その後の10年間の農業のあり方について総合的に定めた計画で、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの指標及び農業経営に対する農用地の利用集積目標を定め、さらにその実現のために取るべき措置などを示したものでございます。</p> <p>北海道では、平成28年に策定したこれまでの農業経営基盤強化促進基本方針について、令和12年度を目標年度として所用の見直しを行い、令和3年3月に公表したことから、北斗市においても、この農業経営基盤強化促進基本構想を北海道の基本方針に即した形での見直しを行ったところでございます。</p> <p>なお、この基本構想を定めようとするときは、法令上において農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、本日、御提案するものでございます。</p> <p>その内容につきましては、13ページ以降の新旧対照表で御説明いたしますが、左側が新しい構想となりまして、修正・追加する箇所を下線で標記しております。</p> <p>恐れ入りますが、16ページをお開きいただきたいと思います。まず、上段の第1農業経営基盤の強化の促進に関する目標の2の販売農家数につきましては、2020年農林業センサスの公表値による修正でございます。</p> <p>17ページをお開きください。中段の法人経営体数につきましては、国・道の目標に即した形での修正となっております。</p> <p>18ページをお開きください。6新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標の(1)につきましては実績値での修正、その下(2)の①につきましては道の方針に即した修正となっております。</p> <p>次のページをお開きください。上段にあります(4)につきましては、労働力の確保や農作業の省力化・効率化を図っていくための取り組みについての文言追加しております。</p> <p>22ページをお開きください。上段にあります2その他農用地の利用関係の改善に関する事項につきましては、これまでの実績値及び文言追加となっております。</p>

	<p>続いて、中段から下の第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてでございます。農地利用集積円滑化事業が、令和元年度に農地中間管理事業に統合一本化されたことから文言削除するものでございます。このページ以降にも農地利用集積円滑化事業の項目が載っておりますが、そちらも文言削除となっているものでございます。</p> <p>続きまして、24ページをお開きください。下段の(4)農用地利用集積計画の策定期の②につきましては、業務実態に即した形での文言修正となっております。</p> <p>26ページをお開きください。下段の(8)同意の②につきましては、農業委員会に対する業務要請に関する項目の追加となっております。</p> <p>その他の部分に関する説明は省略させていただきますが、その内容につきましては法改正や道の基本方針の見直しに即した修正などとなっているものでございます。</p> <p>なお、この基本構想(案)に対する意見聴取を農業協同組合に対しても行っており、双方からの回答を受けてから、市では来月上旬にこの基本構想を決定、公告する予定であることを伺っているところでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>今の長いページにありますように、皆さんは自宅で目を通してきていただいたと思います。これについて、皆さんから御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第11 議 長	<p>日程第11 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、先ほどの報告第2号(あっせん申出の取下げ)がありました山田委員宅より東側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする担い手の方へ売買するものでございます。番号2につきましては、先ほどの議案第2号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました、しいき循環器科内科医院より南側の農地でございます。令和元年7月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p>

	<p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号3の案件につきましては、6番加藤隆委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(加藤委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号3を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、東開発神社より南東側の農地でございます。平成27年3月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>一つ聞きたいんですけど、この支払期限、引渡の時期、これ4年9月30日となっていますけど、ということは今年作らない、この方が作らない、<u>個人名</u>さんが作らないということなんですか。それとも、<u>個人名</u>さんが作りますよということですか。先渡しを取り引きということですか。</p>
議 長	<p>事務局佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>山田委員の御質問にお答えいたします。</p> <p>現時点で、譲渡人の土地を譲受人が賃貸借契約をしているところでございます。この所有権移転時期まではそのまま耕作されるということでお伺いしております。この時期になりましたら資金実行だとかそういった部分の兼ね合いで売却するというふうに伺っております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	山田委員、よろしいですか。
山田委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
	(加藤委員 復席)
日程第 1 2 議 長	<p>日程第 1 2 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 1 1 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、先ほどの議案第 2 号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました新函館北斗駅より北側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号 2 につきましては、先ほどの議案第 2 号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました㈱サン・グリーン函館工場より北東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号 3 から番号 1 1 までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 3 議 長	<p>日程第 1 3 議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、特別養護老人ホーム清華園より西側などの農地で、経営規模拡大を図ろうとする担い手の方へ使用貸借するものでございます。番号2につきましては、北海道パークレット工業株より東側の農地で、引き続き5年間の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号3につきましては、(株)駒井生コンより南側の農地で、引き続き5年間の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号4につきましては、大野大橋より北西側の農地で、引き続き10年間の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>番号2、3って田んぼですよ。ところが、今、国は今後5年間、転作を厳格化すると。そうした場合、5年間に1度田んぼを作らなかつた場合には畑地になりますよ、補助金は出せんよ、転作交付金は出ませんよということになっていますけど、もしこのまま5年の名義で貸していますけど、そういった場合は国から指導があった場合はどうなんですか。</p> <p>結局、これから5年間に1回は田んぼに水を張って米を作らなければ交付金が出ませんよというふうに国では言っているわけですよ、そうしたら今転作しているところは1回作らなければならないわけですよ、もし仮に作らない場合には畑地になるわけですよ、そうしたら改良区の賦課金もどうなるかわかりませんが、そこから辺の関係で、これが畑地になったら交付金が出なくなるんだからどうなるのかなと思って。</p>
議 長	10番吉田委員。
吉田委員	<p>ちょっと、水を差すようで悪いんですけども、まだそれはたられればの話で、そういうふう方針で提案がされていますけど、今はそこまでどうなるかということ、貸主と借主の間で本人はその気はないじゃないかと思うんですけど、そこまで考えることなんでしょうか。違った場合には十分協議して、今後の貸し借りの状況とか検討をしなければならぬと思うんですけど、今この場でその返事を求めてもちょっと事務局のほうで返事しづらいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。</p>
議 長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、委員さんが言われた部分は、現段階の話で、先日、農林課に確認しましたら、その辺の変更もあるかもしれないという話も聞いて</p>

	<p>ておりますので、そちらの答えが出次第、農業者の方にはお知らせするというようなお話を聞いてございます。山田委員さんが御心配する部分につきましては、牧草の関係もございます。種をまいた年はお金が出ますけれども、種をまかない年は単価が下がるだとかそのような部分が今後どのようなようになるかはまだ検討されている状況なのかなと私は考えております。賃貸借に関しましても、御心配されるような部分も、交付金が出なければお返しするという方も中にはおるとは思います。ただ、今後どういう方向になるかは国の方針がしっかり出てから、それぞれの農業者の方々の御判断になると思いますので、現時点では、吉田委員さんが言われるようにちょっと先の話なので、心配する気持ちはよくわかりますけれども、ちょっと早いのかなという気持ちもあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>山田委員。</p>
<p>山田委員</p>	<p>はい、わかりました。ちょっと先走りしすぎたようです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ホームページを見ると、完全に決定したという農林水産省の決定ではございませんから、まだはっきりとは。今年は、参議院選挙もあるし、まだ色んな農業経営の部分についてはまだ決定している事態がないので、決定したらまた報告したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第14 議 長</p>	<p>日程第14 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号8番佐々木敬子委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号2につきましては、議席番号4番落合修委員、議席番号12番山田長政委員、補助委員として山本浩幸推進委員を。番号3及び番号4につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号3番岡村栄士委員、補助委員として加藤美智子推進委員を。番号5につきましては、議席番号4番落合修委員、議席番号5番時田孝喜委員、補助委員として高橋俊博推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>

<p>日程第15 議長</p>	<p>日程第15 議案第9号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号3番岡村栄士委員、議席番号4番落合修委員、議席番号11番笠原勝幸委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p>
<p>笠原委員</p>	<p>11番笠原委員。 2月9日、用事があるものですから、誰か代替りの人がいれば、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局大森係長。</p>
<p>大森係長</p>	<p>後ほど決定しましたら、お知らせしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。なければ、指名のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第16 議長</p>	<p>日程第16 議案第10号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、令和元年10月に奈良県や大分県内のまちにおいて農業委員会に関する不祥事が連続して発生したことから、同年12月に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていただきたい旨の通知が北海道農業会議より出され、令和元年1月総会において法令遵守の申し合わせ決議案を提出し可決しているところでございます。 なお、その通知には、次年度以降も同様の取り組みを行っていただきたいと依頼されていることから、今回改めて決議案を提出するものでございます。 委員の皆様には、これまでと同様に、公正・公平な職務の遂行に向けた綱紀の保持徹底をお願いするものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>

議 長 議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第35回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。</p> <p>(午後 1時59分 閉会)</p> <p style="text-align: right;">会長(議長) <u>和田勝雄</u></p> <p style="text-align: right;">署名委員 <u>山本正人</u></p> <p style="text-align: right;"><u>”</u> <u>中川 哲</u></p>
----------------	---